

## 外貨積立サービス 利用規定

### 1. 目的

この規定は外貨積立サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用を申込み方（以下、「契約者」といいます。）と岡崎信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の本サービスに関する取り決めです。当金庫はこの規定にしたがって本サービスをお取り扱いいたします。

### 2. 本サービスの申し込み

- (1) 契約者は本サービスを利用するためには本規定を熟読のうえ内容を十分理解し、その内容が適用されることに同意したうえで、「外貨積立サービス申込書 兼 口座振替依頼書」（以下「申込書」といいます。）に必要な事項を当金庫へ届け出るものとします。
- (2) おかしんインターネット支店で本サービスを申し込む場合、前（1）項の申込書の提出に代えて「おかしんアプリ」から申し込むものとします。この場合においては、本規定中「申込書」とあるのは「おかしんアプリによる申し込み」と、「トータルアセット US ドル外貨普通預金」とあるのは「おかしんインターネット支店専用外貨普通預金」と読み替えるものとします。

### 3. 取引

- (1) 本サービス取引にあたっては、あらかじめ当金庫所定の手続きにより、引落金額等を届け出るものとします。なお、引落指定口座は「外貨積立サービス申込書 兼 口座振替依頼書」により指定された同一取引店かつ同一名義人の普通預金口座とします。
- (2) 当金庫は申込書に記載された引落日に、指定された引落金額を引落指定口座から引き落としのうえ、その金額を当金庫所定の相場で換算した外貨額を指定のトータルアセット US ドル外貨普通預金口座へ入金いたします。
- (3) お客様毎に、一つの契約とさせていただきます。

### 4. 自動振替

- (1) 振替金額は、申込時に円貨額でご指定いただけます。1万円以上1万円単位でご指定ください。なお、本サービスご利用による引き落としと他商品・他サービスでの自動振替による引き落としが同日に行われる場合、そのいずれを先に引き落とすかは当金庫の任意とします。
- (2) 引落口座からの引き落としについては、普通預金規定に関わらず、預金通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (3) 引落日当日が当金庫休業日の場合は、翌営業日に引落を行います。
- (4) 当金庫所定の引落処理時に、引落口座の残高（受け入れた証券類で決済確認前のものを差し引いた支払可能残高）が引落金額に満たない場合は、通知することなくその月の振替を行いません。また、引落日当日の入金であっても、当金庫所定の引落処理後に入金となった場合は、同様にその月の振替を行いません。
- (5) 引落指定円預金口座は、同一取引店かつ同一名義の普通預金となります。
- (6) 通帳やカードの紛失の届出、その他の理由により、口座の利用に制限がある場合には、通知することなく振替を行わないことがあります。

### 5. 外貨普通預金への入金

外貨普通預金への入金外貨額は、前述4（1）に定める振替金額を当金庫所定の引落日の外国為替相場を使用し算出します。この際、入金外貨額の補助通貨単位未満については当金庫の定める方法による取り扱いとなることを予めご了承ください。

### 6. 申込内容の変更

振替日・振替金額等の申込内容を変更する場合には、引落指定日の前月末日までにお取引店にて当金庫所定の手続きをお取りください。

### 7. 解除

- (1) この自動振替契約は、特にお申し出のない限り同一条件で自動振替を継続します。
- (2) 契約者の引落口座が解約された場合または指定のトータルアセット US ドル外貨普通預金口座が解約された場合、当金庫はいつでも本サービスの契約は終了したものと取り扱います。
- (3) 本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解除することができます。ただし、当金庫に対する解除の通知は引落指定日の前月末日までに当金庫所定の方法で行うものとします。
- (4) 当金庫に対する一時停止の申出の有無に関わらず、3回以上ににわたり振替がされない場合には、当金庫所定の書面により解除通知を送付することにより、本契約を解除することがあります。その際、当金庫から郵便等による解除通知を送付した時点で解除されたものとします。
- (5) 住所その他の変更の届出がなされず契約者の所在が不明になった場合等、相当の事由がある場合には、本サービスの契約は終了したものと取り扱うことがあります。
- (6) 本サービスは金融情勢の変化・取扱通貨国の諸事情等により、予告なく取り扱いを中止する場合がありますので予めご了承ください。契約者は、サービスの中止により発生した損害を当金庫が一切負わないことに同意するものとします。

## 8. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、引落口座にかかる各種規定および外貨普通預金規定等により取り扱います。

## 9. 通知手段

契約者は、当金庫からの通知・確認・ご案内等の手段として、郵便による書面通知の他、当金庫ホームページへの掲示が利用されることに同意します。

## 10. 規定の変更等

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

## 11. 準拠法と合意管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関する紛争については、当金庫本店または契約者が取り引きしている当金庫の支店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

2026年4月1日現在